

令和2年5月21日

保護者のみなさまへ

阿南市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席停止等の扱いについて  
(令和2年5月21日時点)

保護者のみなさまにおかれましては、これまで、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けて、ご理解とご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

さて、5月21日からの学校の教育活動の再開にあたり、学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり取り扱うことといたしますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

○ 児童生徒の出席停止等の扱いについて

次の①～③に該当する場合は、学校保健安全法第19条に基づき出席停止とします。

① 児童生徒が感染した場合

- ・ 期間…感染の判明した日※1～治癒するまで※2
  - ※1)判明前から症状があり欠席していた場合は最終登校日の翌日から
  - ※2)医師等が登校を許可した日の前日まで

② 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

- ・ 期間…濃厚接触者と特定された日～感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日目まで※3
  - ※3)期間中に「陽性」と判明した場合は①の対応

③ 児童生徒の同居する家族が感染した場合

- ・ 期間…同居する家族の感染が判明した日～感染者と最後に接触した日から起算して14日目まで

④ 医療的ケアが日常的に必要な場合や基礎疾患等がある場合

お子様を登校させることに不安がある場合は学校にご相談ください。

⑤ 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合など

お子様に発熱等の風邪の症状がみられるときは、登校を控え、自宅で休養させるようにしてください。その場合も出席停止といたします。

特に次のような症状がみられる場合は、登校を控えるとともに関係機関に相談してください。

【相談の目安】

新型コロナウイルス感染症が疑われる症状 (R2.5.10時点)

- ・ 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
  - ※症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。
  - ※症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。

【相談先】

- ・ 帰国者・接触者相談センター (阿南保健所 ☎28-9874)
- ・ 一般電話相談 (コールセンター※24時間受付 ☎0120-109-410)